

# 教育職員検定による免許状の取得に係る単位の修得方法について

山口県教育委員会

令和6年7月1日

一 「教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第2号）」第14条並びに別表第1の備考2及び別表第3の備考2の規定により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第9項及び附則第17項並びに別表第3から別表第8に係る教育委員会が定める単位の修得方法は、表1から表9の定めるところによる。

二 次の左欄に掲げる法令の略称は、それぞれ同表の右欄に掲げる略称とする。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）	法
教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）	施行規則

## （目次）

表1	法別表第3の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	2
	第1節 小学校	
	第2節 中学校	
	第3節 高等学校	
	第4節 幼稚園	
表1の2	特別免許状を有する者が普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法	13
表2	法別表第4の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	14
表3	法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	15
表3の2	法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	17
表4	法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	18
表5	法別表第6の2の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	20
表5の2	法附則第17項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	21
表6	法別表第7の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	23
表7	法別表第8の規定の適用を受ける者の単位の修得方法	25
表8	中学校及び高等学校の教科に関する科目の内訳	29
表9	教科及び教職に関する科目の内訳	33

表1 法別表第3の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類及び有することを必要とする学校の免許状の種類別に従い、「**在職年数**」に応じ、「**修得を必要とする単位数**」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。ただし、「**教科(領域)に関する専門的事項に関する科目**」、「**各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等**」及び「**大学が独自に設定する科目**」の欄に掲げる単位数も含むものとする。

第1節 小学校

(1) 小学校助教諭免許状を有する者が、小学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数

小学校助教諭免許状を取得した後、小学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>13</b>
小学校助教諭免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>45</b>	<b>40</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
<b>教科に関する専門的事項に関する科目(国語等の科目*)</b>		4	4	3	3	2	2	1	1
<b>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</b>		29	26	23	19	16	13	10	8
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	8	7	6	5	4	3	2	1
	○ 各教科の指導法に関する科目	8	7	6	5	4	3	2	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	13	12	11	9	8	7	6	5
<b>大学が独自に設定する科目</b>		<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>

\*「国語等の科目」は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語である。

備考

- 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得にあたっては、「国語等の科目」のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、**音楽、図画工作又は体育のうち1科目を含むこと。**
- 3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 4 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 5 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(2) 短期大学等を卒業し、小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

小学校教諭二種免許状を取得した後、小学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>
小学校教諭二種免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>45</b>	<b>40</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
<b>教科に関する専門的事項に関する科目(国語等の科目*)</b>		4	4	3	3	2	2	1	1
<b>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</b>		21	19	16	14	12	9	7	7
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	3	2	1	1
	○ 各教科の指導法に関する科目	6	5	4	4	3	2	1	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	9	8	7	6	4	4	3
<b>大学が独自に設定する科目</b>		<b>5</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>

\*「国語等の科目」は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語である。

備考

- 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得にあたっては、「国語等の科目」のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、**音楽、図画工作又は体育のうち 1 科目を含むこと。**
- 3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 4 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 5 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(3) 四年制大学を卒業し、小学校教諭二種免許状を有する者が、小学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

小学校教諭二種免許状を取得した後、小学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
小学校教諭二種免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
<b>教科に関する専門的事項に関する科目(国語等の科目*)</b>		2	2	1	1
<b>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</b>		13	10	8	7
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	3	3	2	1
	○ 各教科の指導法に関する科目	3	2	1	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	5	4	4
<b>大学が独自に設定する科目</b>		5	4	3	2

\*「国語等の科目」は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語である。

備考

- 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得にあたっては、「国語等の科目」のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、**音楽、図画工作又は体育のうち 1 科目を含むこと。**
- 3 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 4 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 5 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

## 第2節 中学校

(1) 中学校助教諭免許状を有する者が、中学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数

中学校助教諭免許状を取得した後、中学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		6	7	8	9	10	11	12	13
中学校助教諭免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		10	9	8	7	6	4	3	3
		4科目以上			3科目以上		2科目以上		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		21	19	16	14	12	10	7	6
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	5	5	4	4	3	3	2	1
	○ 各教科の指導法に関する科目	4	4	4	3	3	2	2	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	12	10	7	6	5	5	3	2
大学が独自に設定する科目		4	4	3	3	2	2	2	1

備考

- 1 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、受けようとする免許教科について修得することが必要である。
- 2 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 3 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(2) 短期大学等を卒業し、中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

中学校教諭二種免許状を取得した後、中学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		5	6	7	8	9	10	11	12
中学校教諭二種免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		10	9	8	7	6	4	3	3
		4科目以上			3科目以上		2科目以上		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		16	14	12	11	9	7	5	5
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	4	4	3	3	2	2	1	1
	○ 各教科の指導法に関する科目	4	3	3	3	2	2	1	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	7	6	5	5	4	3	2	2
大学が独自に設定する科目		4	4	3	3	2	2	2	2

備考

- 1 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、受けようとする免許教科について修得することが必要である。
- 2 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 3 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(3) 四年制大学を卒業し、中学校教諭二種免許状を有する者が、中学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

中学校教諭二種免許状を取得した後中学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
中学校教諭二種免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
教科に関する専門的事項に関する科目		6	5	4	3
		3科目以上		2科目以上	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		10	8	6	5
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	1
	○ 各教科の指導法に関する科目	2	2	1	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	4	3	2
大学が独自に設定する科目		4	3	2	2

備考

- 1 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、受けようとする免許教科について修得することが必要である。
- 2 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 3 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

### 第3節 高等学校

(1) 短期大学等を卒業し、高等学校助教諭免許状を有する者が、高等学校一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

高等学校助教諭免許状を取得した後、高等学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>
高等学校助教諭免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>45</b>	<b>40</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
教科に関する専門的事項に関する科目		10	9	8	7	6	4	3	3
		4科目以上			3科目以上		2科目以上		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		12	11	9	8	7	5	4	4
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	7	6	5	4	3	2	2	2
	○ 各教科の指導法に関する科目								
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	5	4	4	3	3	2	1
大学が独自に設定する科目		8	7	6	5	4	4	3	3

#### 備考

- 1 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、受けようとする免許教科について修得することが必要である。
- 2 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 3 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(2) 四年制大学を卒業し、高等学校助教諭免許状を有する者が、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

高等学校助教諭免許状を取得した後、高等学校教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
高等学校助教諭免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
教科に関する専門的事項に関する科目		5	4	3	3
		3科目以上	2科目以上		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		7	6	4	4
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	3	3	2	2
	○ 各教科の指導法に関する科目				
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	2	1
大学が独自に設定する科目		8	6	5	3

備考

- 1 「各教科の指導法に関する科目」の修得にあたっては、受けようとする免許教科について修得することが必要である。
- 2 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 3 「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

#### 第4節 幼稚園

(1) 幼稚園助教諭免許状を有する者が、幼稚園教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数

幼稚園助教諭免許状を取得した後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>13</b>
幼稚園助教諭免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>45</b>	<b>40</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
<b>領域に関する専門的事項に関する科目</b>		5	4	4	3	3	2	2	1
<b>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</b>		30	27	23	20	17	13	10	9
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	10	9	8	7	6	5	4	3
	○ 保育内容の指導法に関する科目	14	12	10	8	6	4	3	2
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	6	5	5	5	4	2	2
<b>大学が独自に設定する科目</b>									

備考

- 1 「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 2 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(2) 短期大学等を卒業し、幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

幼稚園教諭二種免許状を取得した後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
幼稚園教諭二種免許状を取得した後、大学、認定講習等において修得を必要とする単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		20	18	16	13	11	9	7	7
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	9	8	6	5	4	3	2	2
	○ 保育内容の指導法に関する科目	6	5	5	3	3	2	1	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	5	4	4	3	2	2	2
大学が独自に設定する科目		6	5	5	4	3	3	2	2

備考

- 1 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 2 「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 3 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

(3) 四年制大学を卒業し、幼稚園教諭二種免許状を有する者が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

幼稚園教諭二種免許状を取得した後、幼稚園教員として良好な成績で勤務した <b>在職年数</b>		<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
幼稚園教諭二種免許状を取得した後、大学、認定講習等において <b>修得を必要とする単位数</b>		<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>
<b>領域に関する専門的事項に関する科目</b>		2	2	1	1
<b>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</b>		12	10	7	7
内 訳	○ 教育の基礎的理解に関する科目	4	3	2	2
	○ 保育内容の指導法に関する科目	3	2	1	1
	○ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	2	2
<b>大学が独自に設定する科目</b>		6	5	4	2

備考

- 1 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「領域に関する専門的事項に関する科目又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に定められた各単位数の余剰を充てることができる。
- 2 「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 3 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

表1の2 特別免許状を有する者が普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類別に従い、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位数を修得するものとする。

受けようとする免許状の種類		小学校教諭		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
		専修免許状	一種免許状		
在職年数		<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
修得を必要とする単位数		<b>41</b>	<b>26</b>	<b>25</b>	<b>25</b>
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目	国語等の科目各二単位			
	教育の基礎的理解に関する科目	6	6	6	6
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	4	4
大学が独自に設定する科目		15		15	15

「各教科の指導法に関する科目」の「国語等の科目」とは、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語である。

備考

- 1 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」については、有する特別免許状の教科以外の各教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を修得する。
- 2 専修免許状に係る最低修得単位数のうち15単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において修得するものとする。
- 3 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は、施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 4 単位の修得にあたっては、多くの事項を修得するよう努めなければならない。

表2 法別表第4の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類別に従い、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

受けようとする免許状の種類	中学校教諭			高等学校教諭	
	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状
修得を必要とする単位数	<b>52</b>	<b>28</b>	<b>13</b>	<b>48</b>	<b>24</b>
教科に関する専門的事項に関する科目	20	20	10	20	20
内訳	表8の各科目について1単位以上				
各教科の指導法に関する科目	8	8	3	4	4
大学が独自に設定する科目	24			24	

備考

- 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、それぞれ施行規則第4条第1項の表備考第1号から第4号まで又は第5条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 2 専修免許状に係る修得単位数のうち24単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において修得するものとする。
- 3 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は、施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例にならうものとする。

表3 法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類の違いに従い、「在職年数」に応じ、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

受けようとする免許状の種類等		中学校において職業実習を担当する教諭					高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭	
		一種免許状		二種免許状			一種免許状	
				法別表第5 二種免許状ハの項に該当する者		法別表第5の備考第4号に該当する者	法別表第5 一種免許状ロの項に該当する者	
在職年数		3	4	6	7	8	6	3
修得を必要とする単位数		15	10	20	15	10	10	10
教科に関する専門的事項に関する科目		10	5	10	8	5	5	5
内 訳	産業概説	1		1				備考による
	職業指導	2	1	2	1		1	
	「農業、工業、商業、水産」	5	2	5	2		2	
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	2	1	2	1		1	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		5	5	10	7	5	5	5
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目	1		3	2	1	1	1
	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4		7	5	4	4	4

備考

高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の「教科に関する専門的事項に関する科目」については、受けようとする免許状の種類に応じ、表8(2)に掲げる免許教科のうち看護、家庭、情報、農

業、工業、商業、水産、福祉又は商船の各科目について1単位以上修得するものとする。

表3の2 法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類等の別に従い、「在職年数」に応じ、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

受けようとする免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭				
	一種免許状				
基礎資格（法附則第9項の表第2欄）	イ	ロ	ハ	ニ	
在職年数	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	
修得を必要とする単位数	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	
教科に関する専門的事項に関する科目	5	5	5	5	
内訳	備考による				
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5	5	5	5	
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	2	2
	各教科の指導法に関する科目				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	2

備考

高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の「教科に関する専門的事項に関する科目」については、受けようとする免許状の種類に応じ、表8(2)に掲げる免許教科のうち看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の各科目について1単位以上修得するものとする。

表4 法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類等の別に従い、「在職年数」に応じ、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

(1) 養護教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類等		養護教諭一種免許状				
					法別表第6備考第1号に該当する者	施行規則第17条第1項の表備考に該当する者
在職年数		3	4	5	1	1
修得を必要とする単位数		20	15	10	10	10
養護に関する科目		8	6	5	4	4
内 訳	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	3			
	学校保健	科 目 以 上	科 目 以 上	3	2	2
	養護概説			科	科	科
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法			目	目	目
	栄養学（食品学を含む。）			以	以	以
	解剖学・生理学			上	上	上
	「微生物学、免疫学、薬理概論」					
	精神保健					
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	3			2		
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		6	5	4	3	3
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目	3	2	1	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	1	1	1
大学が独自に設定する科目		2	1			

備考

- 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の事項は、表9（3）に定める各科目を含めることが必要な事項のいずれかの事項について修得するものとする。
- この表の「養護に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得にあたっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

(2) 養護教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類等	養護教諭二種免許状					法別表第6備考第2号に該当する者	
	6	7	8	9	10		
在職年数						<b>6年に満たない在職年数(1年未満も含む)</b>	
修得を必要とする単位数	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	
養護に関する科目	14	12	9	6	5	4	
内 訳	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	3	3	2	3 科 目 以 上	
	学校保健	科 目 以 上	科 目 以 上	科 目 以 上	2 科 目 以 上		
	養護概説						
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法						
	栄養学（食品学を含む。）						
	解剖学・生理学	6	6	3	2		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」						
	精神保健						
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）							
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	8	7	5	4	4	3	
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目	4	3	2	1	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	3	3	1	1
大学が独自に設定する科目	2	2	1	1			

備考

養護教諭一種免許状の表の備考は、この表について準用する。

表5 法別表第6の2の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

「基礎資格」及び「**在職年数**」に応じ、「管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目」、「栄養に係る教育に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる単位数を含めて、「**修得を必要とする単位数**」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

受けようとする免許状の種類等		栄養教諭一種免許状							
基礎資格									法別表6の2備考に該当する者(管理栄養士の免許を受けている者)
在職年数		<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>3年に満たない在職年数(1年未満の期間も含む)</b>
修得を必要とする単位数		<b>40</b>	<b>35</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>8</b>
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目		32	28	24	20	15	11	6	
栄養に係る教育に関する科目		2	2	2	2	2	2	2	2
		全ての事項を含む。							
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		6	5	4	3	3	2	2	6
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	2
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	2

備考

- この表において「在職年数」とは、栄養教諭二種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明のある在職年数をいう。
- 「栄養に係る教育に関する科目」は、「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」「食生活に関する歴史的及び文化的事項」「食に関する指導の方法に関する事項」を含むものとする。
- 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の事項は、表9(4)に定める各科目を含めることが必要な事項のいずれかの事項について修得するものとする。

表5の2 法附則第17項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類別に従い、「栄養に係る教育に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

(1) 学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類	栄養教諭一種免許状	栄養教諭二種免許状	
基礎資格	管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許を受けていること。	栄養士の免許を受けていること。	
在職年数	3	3	
修得を必要とする単位数	10	8	
栄養に係る教育に関する科目	2	2	
	全ての事項を含む。		
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	8	6	
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1
	栄養教育実習	1	1

備考

- この表において「在職年数」とは、基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明のある在職年数をいう。
- 「栄養に係る教育に関する科目」は、「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」「食生活に関する歴史的及び文化的事項」「食に関する指導の方法に関する事項」を含むものとする。
- 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法は、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「栄養教育実習」についてそれぞれ1単位以上を修得する。
- 「栄養教育実習」の単位は、食に関する指導を行う特別非常勤講師の在職年数を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって替えることができる。

(2) 教諭又は養護教諭の普通免許状を有する学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類	栄養教諭一種免許状	栄養教諭二種免許状
基礎資格	管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許を受けていること。	栄養士の免許を受けていること。
在職年数	<b>3年に満たない在職年数(1年未満の期間も含む。)</b>	<b>3年に満たない在職年数(1年未満の期間も含む)</b>
修得を必要とする単位数	<b>2</b>	<b>2</b>
栄養に係る教育に関する科目	<b>2</b>	<b>2</b>
	全ての事項を含む。	
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		

備考

- 1 この表において「**在職年数**」とは、基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明のある在職年数をいう。
- 2 「**栄養に係る教育に関する科目**」は、「**栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項**」「**幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項**」「**食生活に関する歴史的及び文化的事項**」「**食に関する指導の方法に関する方法に関する事項**」を含むものとする。

表6 法別表第7の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類及び有することを必要とする学校の免許状の種類の違い、「在職年数」に応じ、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

受けようとする免許状の種類	特別支援学校教諭一種免許状		特別支援学校教諭二種免許状	
	知的、肢体又は病弱	視覚又は聴覚	知的、肢体又は病弱	視覚又は聴覚
有することを必要とする学校の免許状の種類	特別支援学校教諭二種免許状		幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校の教諭の普通免許状	
在職年数	3	3	3	3
修得を必要とする単位数	6	6	6	6
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1	1	1	1
特別支援教育領域に関する科目	1	1	1	1
内訳	1 (いずれの科目も含むこと)	1	1 (いずれの科目も含むこと)	1
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1		1
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	1	1	1	1
内訳	1 (いずれの科目も含むこと)		1 (いずれの科目も含むこと)	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				

備考

- この表において「特別支援学校教諭一種免許状」欄の「在職年数」とは、基礎資格となる「特別支援学校教諭二種免許状」を取得後、同二種免許状に定められた教育領域を担任し、良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明のある在職年数をいう。
- 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」については、「特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」並びに「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」を含むものとする。
- 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

表7 法別表第8の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類及び有することを必要とする学校の免許状の種類の違いに従い、「在職年数」に応じ、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる単位数を含めて、「修得を必要とする単位数」の欄に掲げる単位数を最低修得単位数として、それ以上の単位を修得するものとする。

(1) 小学校教諭二種免許状の場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類		小学校教諭二種免許状					
		幼稚園教諭普通免許状			中学校教諭普通免許状		
有することを必要とする学校の免許状の種類							
最低在職年数		<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
在職年数		0	1	2	0	1	2
修得を必要とする単位数		<b>13</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>12</b>	<b>9</b>	<b>6</b>
教科に関する専門的事項に関する科目							
各教科の指導法に関する科目		10	7	5	10	7	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		3	3	2	2	2	1
内 訳	道徳の理論及び指導法	1	1	1			
	生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法(全ての事項を含む)	2	2	1	2	2	1
大学が独自に設定する科目							

備考

- この表において「最低在職年数」とは、有することを必要とする学校の免許状を取得した後、当該学校の教員として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明のある在職年数をいう。
- この表において「在職年数」とは、平成28年4月1日以降において、受けようとする免許状の種類に応じ、当該学校の教員として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明のある在職年数をいう。
- 「各教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法については、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。)の中から、次の(1)、(2)又は(3)に定める単位数を修得するものとする。
  - 「各教科の指導法に関する科目」の最低単位数が10の場合にあっては、5以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
  - 「各教科の指導法に関する科目」の最低単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について次のように修得するものとする。
    - 4の教科の指導法を修得する場合にあっては、3以上の教科についてそれぞれ2単位

以上を修得するものとする。

② 5以上の教科の指導法を修得する場合には、2以上の教科についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

(3)「各教科の指導法に関する科目」の最低単位数が5の場合には、3以上の教科の指導法について次のように修得するものとする。

① 3の教科の指導法を修得する場合には、2以上の教科についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

② 4の教科の指導法を修得する場合には、1以上の教科についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

③ 5以上の教科の指導法を修得する場合には、それぞれ1単位以上を修得するものとする。

(2) 中学校教諭二種免許状の場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類		中学校教諭二種免許状						
有することを必要とする学校の免許状の種類		小学校教諭普通免許状				高等学校教諭普通免許状		
最低在職年数		<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
在職年数		0	1	2	3	0	1	2
修得を必要とする単位数		<b>14</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>5</b>
教科に関する専門的事項に関する科目		10	7	5	5			
各教科の指導法に関する科目		2	2	1	1	2	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		2	2	2	1	3	2	2
内 訳	道徳の理論及び指導法					1	1	1
	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法（全ての事項を含む）	2	2	2	1	2	1	1
大学が独自に設定する科目						4	3	2

備考

- 1 小学校教諭二種免許状の表備考1及び2は、この表について準用する。
- 2 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、それぞれ施行規則第4条第1項の表備考第1号から第4号に定める修得方法の例にならうものとする(表8)。
- 3 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 4 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法については、施行規則第18条の2備考第3号の修得方法を例とする。

(3) 高等学校教諭一種免許状・幼稚園二種免許状の場合の最低修得単位数

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭一種免許状			幼稚園教諭二種免許状	
有することを必要とする学校の免許状の種類		中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）			小学校教諭普通免許状	
最低在職年数		<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
在職年数		0	1	2	0	1
修得を必要とする単位数		<b>12</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>3</b>
教科に関する専門的事項に関する科目						
保育内容の指導法に関する科目					6	3
各教科の指導法に関する科目		2	1	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		2	2	1		
内 訳	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法（全ての事項を含む）	2	2	1		
大学が独自に設定する科目		8	6	4		

備考 中学校教諭二種免許状の表備考は、この表について準用する。

表8 中学校及び高等学校の教科に関する科目の内訳

(1) 中学校

教科	科目名
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	ソルフェージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統的美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	材料加工（実習を含む。） 機械・電気（実習を含む。） 生物育成 情報とコンピュータ
家庭	家庭経営学（家庭関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学

職 業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英 語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

(2) 高等学校

教 科	科 目 名
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理 科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音 楽	ソルフェージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統的美術及びアジアの美術を含む。）
工 芸	図法・製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。）

	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家庭関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英語文学

	英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

表9 教科及び教職に関する科目の内訳

(1) 幼稚園

※保育内容の指導法に関する科目

第1欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に対応する事項
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)※
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
		幼児理解の理論及び方法
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習
		教職実践演習
第6欄	大学が独自に設定する科目	

(2) 小学校、中学校、高等学校

※各教科の指導法に関する科目

第1欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に対応する事項
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)※
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	小 道徳の理論及び指導法
		中 総合的な学習の時間の指導法
		高 (高:総合的な探究の時間の指導法) 特別活動の指導法

		教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習
		教職実践演習
第6欄	大学が独自に設定する科目	

### (3) 養護教諭

第1欄	養護及び教職に関する科目	左項の各科目に対応する事項
第2欄	養護に関する科目	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	養護実習
		教職実践演習
第6欄	大学が独自に設定する科目	

### (4) 栄養教諭

第1欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	左項の各科目に対応する事項
第2欄	栄養に係る教育に関する科目	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応

		を含む。)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。)
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習
		教職実践演習
第6欄	大学が独自に設定する科目	